

質問回答書

工事(委託)名	秋田駅西北地区・秋田駅東第三地区 土地区画整理事業 都市計画道路千秋山崎線アンダーパス擁壁築造工事
---------	--

回答課所室:都市整備部駅東事務所

質問回答月日:令和8年10月2日

No.		質問および回答内容
1	質問	「(544)工事 入札のお知らせ」P.10の施工計画評価項目における”DX技術”とは、ICTやIoT、センシング技術、通信技術、AI、BIM/CIMを活用した技術という理解でよろしいでしょうか。
	回答	ご理解のとおりです。
2	質問	「(544)工事 入札のお知らせ」P.10の施工計画評価項目において、各提案とも提案項目数が”2項目以内”と定められております。この”項目”の考え方として、1つの課題を解決するために複数の技術を提案する(例:〇〇を解決するために、技術Aにより施工を行い、技術Bにより管理を行う)ことは1項目として取り扱っていただけるのでしょうか。
	回答	1つの課題を解決するために複数の技術を組み合わせて提案する場合は、一体的な提案として1項目と取り扱いますが、DX技術とDX技術以外を1つの課題解決に盛り込んだ場合、それぞれ1項目として取り扱うこととなります。
3	質問	「(544)工事 入札のお知らせ」P.10の施工計画評価項目において、評価項目2(DX技術以外)の評価基準に”出来形・品質確保に特に有効と認められる”とあることから、評価項目2では品質または出来形に関する提案を求められているという理解でよろしいでしょうか。
	回答	ご理解のとおりです。
4	質問	「(544)工事 入札のお知らせ」P.10の施工計画評価項目において、評価項目2は”品質管理に関する技術的所見”となっていることから、品質または出来形を確保するための管理方法を求めているという理解でよろしいでしょうか。もしくは、品質または出来形を確保するための管理方法または施工方法を求めるのでしょうか。
	回答	品質・出来形・施工精度を確保するための管理方法または施工方法を求めるものです。
5	質問	簡易な施工計画において、軽微な配筋図の変更(例:重ね継手位置の変更)が伴う提案は評価対象外でしょうか。
	回答	軽微な配筋図等の変更を伴う提案であっても、設計図書に示された構造、仕様および要求性能を満足し、契約変更等を要しない施工上の工夫であれば、提案の対象とします。
6	質問	様式3-1において、提出枚数に関して【例1】と【例2】が示されておりますが、本工事では【例2】の通り最大4枚まで提出が可能という理解でよろしいでしょうか。
	回答	ご理解のとおりです。